

第 8 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 6 年 8 月 1 6 日 (金) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・ 7 野田 清太・ 14 池山 允敏・ 15 宮本 政春
16 中谷 秀也・ 17 西森 偉統・ 18 結城 晋三・ 20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・ 24 岡田 勇樹

以上 1 0 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀事務局次長・小谷主事

総 合 支 所 久居：若松主査 一志：田中主事
白山：東山担当主幹 美杉：谷担当主幹

議 事 録 署 名 者 14 池山 允敏・ 16 中谷 秀也

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について（所有権移転）

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について（所有権移転）
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第 5 号 非農地証明願について
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について＜別冊＞
議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第 1 8 条第 3 項の規定による意見書
の提出について（賃貸借権、使用貸借）＜別冊＞

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第8回第2農地部会を開会いたします。
本日の欠席はなしで 出席委員数は10名でございます。
議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
14番 池山 允敏委員、16番 中谷 秀也委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
それでは初めに会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページから4ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から21で、件数は21件、合計面積は45,013㎡で、その内訳は田が42,131㎡、畑が2,882㎡、でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 5ページから14ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から15で、件数は15件、合計面積は72,730.54㎡で、その内訳は田が56,844㎡、畑が15,223.19㎡、その他が663.35㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 15ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。
番号1 宅地分譲用地
番号2 宅地分譲用地
番号3 宅地分譲用地
以上、件数は3件、合計面積は3,036㎡で、その内訳は田が1,024㎡、畑が2,012㎡でございます。
報告案件は以上です。
- 議 長 それでは、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは、16ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でござ

ございます。

番号1、地区 久居、申請地 戸木町焼野____、登記地目 山林、現況地目 畑、面積 287㎡ 外1筆、合計面積 1,281㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、営農縮小のためです。

番号2、地区 久居、申請地 戸木町中野____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,000㎡ 外1筆、合計面積 2,045㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、営農縮小のためです。

番号3、地区 久居、申請地 戸木町中野____、登記地目・現況地目とも田、面積 262㎡ 外2筆、合計面積 520㎡、受人 ____、面積 7,769㎡、渡人 ____ 外2名。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、営農縮小のためです。

番号4、地区 高岡、申請地 一志町高野宗垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 579㎡ 外1筆、合計面積 969㎡、受人 ____、面積 14,956㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号5、地区 家城、申請地 白山町南家城浦ノ田____、登記地目・現況地目とも田、面積 966㎡、受人 ____、面積 1,695㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号6、地区 八知、申請地 美杉町八知堂垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 117㎡、受人 ____ 外1名、面積 1,206㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

17ページをお願いいたします。

番号7、地区 下之川、申請地 美杉町下之川中津____、登記地目・現況地目とも畑、面積 343㎡ 外1筆、合計面積 431㎡、受人 ____、面積 382㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は7件、合計面積は6,329㎡で、その内訳は田が3,736㎡、畑が2,306㎡、その他が287㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

	1 番から 3 番、お願いします。
田口委員	6 番田口です。8 日に現地を見て参りました。推進委員 4 名と、諸戸部会長、野田委員、事務局で見て参りました。 1 番は事務局の説明通りでございますが、問題ないと思います。 2 番についても同じく事務局説明通りでございます。 3 番についてこれも同じく事務局説明通りでございます。以上、よろしくお願いします。
議 長	4 番、お願いします。
池山委員	1 4 番池山です。8 月 8 日に推進委員 2 名と宮本委員、事務局と現地を見て参りました。ずっと畑が続いているところ。在所の東にあたるところです。周り全部が畑です。何も問題なかろうと思います。
議 長	5 番、お願いします。
西森委員	1 7 番西森です。8 月 8 日に中谷、西森両委員と地元推進委員と、行政書士と白山の事務局というメンバーで見て参りました。このまま利用されるということで問題ないかと思います。よろしくお願いします。
議 長	6 番、7 番、お願いします。
結城委員	1 8 番結城です。6 番は 8 日に地元推進委員と事務局で現地の確認を致しました。当該地は親から受け継いだもので、自分自身、農業ができないので、無償で譲り渡したいということです。 7 番は 8 日に地元推進委員さんと事務局で現地を確認いたしました。渡人は高齢で農業ができないため。受人は営農拡大で野菜作りに頑張りたいということです。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 1 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

事務局	18ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 大井、申請地 一志町井関下名倉口____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 46㎡ 外3筆、合計面積 537㎡、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を山林とするものです。 平成元年頃に山林にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 多気、申請地 美杉町下多気六田____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 489㎡ 外1筆、合計面積 796㎡、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 昭和38年頃に宅地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は2件、合計面積は1,333㎡で、その内訳は田が224㎡、畑が1,109㎡でございます。 これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。
宮本委員	15番宮本です。8日に池山委員、事務局で現地確認してきました。おそらく戦時中ぐらいに桑畑にしたか、イモ畑にしたか、そんな開発のしかたでして、開墾したのやないかなと思います。いま山になっています。事務局の説明通りです。
議長	2番、お願いします。
結城委員	18番結城です。8日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。申請地に住宅を建てて現在に至るとなっています。始末書が添付されております。以上です。
議長	地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号については許可することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について（所有権移転）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	19 ページをお願いいたします。 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。 番号 1、地区 八知、申請地 美杉町八知上廣口____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 295 m ² 、受人 ____、渡人 ____。 この案件につきましては、令和 5 年 8 月 18 日付けにて許可を受けましたが、中部電力との接続契約ができなかったため、許可の取消願いが提出されております。 以上、件数は 1 件、合計面積は 1, 295 m ² で、すべて畑でございます。 以上で説明終わります。 ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。番号 1、お願いします。
結城委員	18 番結城です。事務局の説明通りです。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見がありましたら。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 3 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号については承認することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

事務局

20ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居北口町洗ヶ瀬____、登記地目・現況地目とも田、面積 82㎡ 外1筆、合計面積 1,215㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、432.3㎡、パネル設置率は、35.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 久居元町見地____、登記地目・現況地目とも畑、面積 492㎡ 外4筆、合計面積 1,231㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、427.3㎡、パネル設置率は、34.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、申請地 戸木町八丁山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,814㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、432.3㎡、パネル設置率は、23.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、申請地 庄田町中川原____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,690㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、457.9㎡、パネル設置率は、27%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、申請地 稲葉町稲葉山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 31㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 大井、申請地 一志町井関太郎畑____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 66㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を物置用地とするものです。

平成15年頃に物置を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

21ページをお願いいたします。

番号7、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬宮之馬場____、登記地目・現況地目とも畑、面積 266㎡ 外4筆、合計面積 1,495㎡、受人 ____、渡人 ____ 外3筆。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、464.9㎡、パネル設置率は、31%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬宮之馬場____、登記地目・現況地目とも畑、面積 368㎡ 外3筆、合計面積 1,421㎡、受人 ____、渡人 ____ 外3名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、464.9㎡、パネル設置率は、32.7%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬遠河____、登記地目・現況地目とも田、面積 491㎡ 外1筆、合計面積 712㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、371.4㎡、パネル設置率は、52.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬若柚____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 145㎡ 外2筆、合計面積 452㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

22ページをお願いいたします。

番号11、地区 川合、申請地 一志町片野北浦____、登記地目・現況地目とも畑、面積 235㎡、受人 ____ 外1名、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 高岡、申請地 一志町高野寺前____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 69㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を進入用道路とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 高岡、申請地 一志町高野宗垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 491㎡ 外1筆、合計面積 865㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、360.2㎡、パネル設置率は、41.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 川口、申請地 白山町川口東山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 99㎡ 外5筆、合計面積 1,093㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、452.4㎡、パネル設置率は、41.3%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

23ページをお願いいたします。

番号15、地区 多気、申請地 美杉町下多気耕作_____、登記地目 畑、
現況地目 山林、面積 644㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和55年頃に山林にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認
しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は15件、合計面積は13,033㎡で、その内訳は田が2,828㎡、畑が10,205㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
番号1から番号3、お願いします。

田口委員 6番田口です。8日に現地を見て参りました。推進委員4名と諸戸部会長、野
田委員と事務局で見て参りました。
1番は、事務局の説明通りでございます。何ら問題ないと思います。
2番についても事務局の説明通りでございます。
3番について、これも同じく事務局の説明通りで、問題ありませんので、よろ
しくお願いします。

議長 番号4、番号5、お願いします。

野田委員 7番野田です。8日に田口委員、地元推進委員3名と事務局で見て参りました。
4番ですが、店舗の駐車場として一体利用するものです。農地としては適地で
はなく、やむを得ないかなと思われれます。
5番ですが、渡人は耕作しておらず管理のみとなっております。このことから
太陽光発電に売却するものです。地元関係者に説明済みということでやむを得な
いものと思われれます。

議長 番号6から番号10、お願いします。

宮本委員 15番宮本です。
6番は、ずっと昔に家を建てた宅地になっておりまして、事務局説明通りやむ
を得ないと思います。
7番、8番は、波瀬の馬場ですが、昔は小さい宅地やったのか知りませんが、
地元の推進委員と確認はしてきましたけど、その辺、一面に太陽光になりそうで
す。番号7と8は同じ場所です。

9番は、遠河ですけど、抜けとるなというところが、今回出てきた。周辺が太陽光になっています。

10番は、_____かどこかに見える人なんですが、家を建てて帰ってくるという話でした。

議長 番号11番から13番、お願いします。

池山委員 14番池山です。

11番は住宅用地にするということで、どんどん宅地化が進んでいるところで、住宅地らしい住宅地の真ん中あたるところです。8日に推進委員と宮本委員、事務局で見て参りました。問題なからうということです。

12番ですが、進入路にするというところなのですが、自分の家に入るのに、他人の土地を通らないと入れないという状況があつて、自宅に入るための通路を作るということで、進入路に畑を使いたいということで、やむを得ないということです。

13番は、高野の_____を見下ろす近くなのですが、周りはずっと太陽光が増えているところでして、やむを得ないと判断いたしました。

議長 地区14番、お願いします。

中谷委員 16番中谷です。8日に西森、中谷両委員と地元推進委員と白山の事務局で見て参りました。場所は_____の南200メートルほどのところ。山の段々畑というところで耕作もし辛いところ。太陽光はしかたがないかなというところ。やむを得ないと思います。

議長 地区15番、お願いします。

結城委員 18番結城です。8日に地元推進委員と事務局で現地を見て参りました。山林の近くで獣害がひどいので植林した。昭和55年頃に植林して、売却したいということです。現況地図、現況写真、始末書が添付されています。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

議長 続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

24ページをお願いいたします。

議案第5号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 久居、願出者 _____、対象地 久居北口町駒ヶ谷 _____、
登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 223㎡ 外1筆、合計面積364㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（S63.5.18撮影）により、対象地に昭和37年頃に居宅及び物置等を建築し、現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 久居、願出者 _____ 外1名、対象地 新家町岸林山 _____、
登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 790㎡ 外1筆、合計面積 882㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（H13.4.23撮影）により、対象地に平成4年頃に居宅を増築し、現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号3、地区 高岡、願出者 _____、対象地 一志町日置野入 _____、
登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 494㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（H15.12.2撮影）により、対象地に昭和58年頃から _____ の駐車場として使用し現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号4、地区 高岡、願出者 _____、対象地 一志町日置野入 _____、
登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 1,205㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（H15.12.2撮影）により、対象地に昭和58年頃からパチンコ店舗の駐車場として使用し現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号5、地区 八幡、願出者 _____、対象地 美杉町奥津岩倉 _____、
登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 604㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（H13.4.27撮影）により、対象地に20年以上前に一部に家屋を建築し、残地を庭園敷とし現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は5件、合計面積は3, 549㎡で、その内訳は田が1, 699㎡、畑が1, 850㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。番号1と、2お願いします。

田口委員 6番田口です。8日に現地を見ました。1番は諸戸部会長、野田委員、推進委員3名と事務局で見て参りました。事務局の説明通り問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

2番も事務局の説明通り問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 3番と4番、お願いします。

池山委員 14番池山です。3番、4番とも隣地なのですが、_____沿いにある_____しているところなのですが、裏側に広い駐車場がありまして、その一部分。説明によると40年経過しているとのことです。

議 長 5番、お願いします。

結城委員 18番結城です。地元推進委員と事務局で現地を確認しました。20年以上家屋を建設し、残置を庭にした。よくあることで、先ほど事務局が言われた同じことやと思います。田舎は多い。

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については証明することに決定したいと思います。

次に別冊でお配りしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で15, 072㎡、畑の使用貸借で2, 879㎡、契約件数は7件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で30, 376㎡、畑の賃貸借、所有権移転で2, 428㎡、契約件数は20件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で4,471㎡、畑の賃貸借で59㎡、契約件数は3件でございます。

美杉地区につきましては、該当がありませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて49,919㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借、所有権移転で5,366㎡、合計契約件数は30件、合計面積は55,285㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区2件、一志地区8件、白山地区2件、美杉地区0件で、合計12件、合計面積は19,508㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で40.0%、面積で35.2%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

人・農地プランの作成が要件となっている新規の中間管理事業が4件あります。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

次に別冊でお配りしました議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）を議題といたします。

議 長

事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、でございます。

それでは1ページをお願いします。

件数は5件、合計面積は6,434㎡で、その内訳は田が3,964㎡、畑が2,470㎡でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それではお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第8回第2農地部会を閉会します。

午後2時57分

上記は、第8回第2農地部会の議事を録したものである。

令和6年8月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____